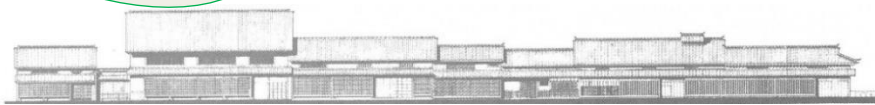


コミネット 龍野

コミュニケーション & ワーク

地域の宝を磨くまちづくり

《第26号》
R5.6月



「コミネット龍野」は、龍野地区にお住まいの皆様に、歴史と文化を活かした取組や話し合いの経過などをお知らせする広報誌です。

特定物件追加に係る重要なお知らせ

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区内において、下記の対象物件に該当する建造物の所有者のうち、将来にわたって保存することに同意される方、伝建制度の説明を希望される方は、令和5年8月17日（木）までに市町並み対策課（TEL64-3165）までにご連絡ください。

なお、特定物件として保存登録するには、文化庁が現地を確認（9月中旬予定）した上で、保存活用計画に掲載する必要があるため、期日厳守でお願いいたします。
期日を過ぎてからの受付は一切いたしかねます。

◆対象物件◆

- ・昭和20年までに建築された建築物、門・塀等の工作物
（すでに登録されている物件は対象外です）

◆提出期限◆

令和5年8月17日（木）

※様式は市窓口又は郵送でお渡します。

◆支援策◆

- ・修理費用の補助（例年12月末に物件募集）
建築物：補助上限額800万円（補助率8/10）
工作物：補助上限額300万円（補助率8/10）
- ・固定資産税及び都市計画税の減免
建物：非課税／土地：1/2（宅地）
- ・相続税の軽減
相続時に建物及び土地（宅地）の評価額を3割軽減

◆主な規制◆

特定物件として登録された場合、所有者が変わった（相続、売買等）場合でも
解体・除却ができません。



問合せ先

たつの市都市政策部町並み対策課（TEL：0791-64-3165 FAX：0791-63-2594）

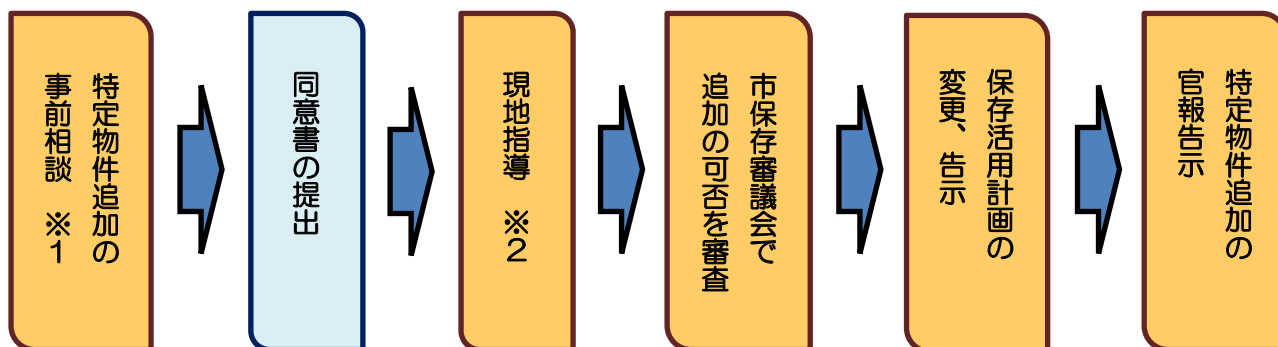
伝統的建造物（特定物件）とは？

18世紀中期から昭和20年までに建築された建築物等（建築物、工作物）のうち、将来にわたって保存することに同意されている物件のことを「伝統的建造物」と言います。

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区内には、291件の伝統的建造物があります。
（令和5年6月23日現在）



特定物件追加までの流れ



※1 建築年代や追加を希望されている物件の範囲を確認します。

※2 市保存審議会、文化庁の現地指導の前に物件調査（外観目視）を実施します。

特定物件修理の一例

